

公 告

小諸市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 2 条に基づき、下記の公の施設の指定管理者を公募したいので、小諸市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例施行規則第 2 条の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

小諸市長 小 泉 俊 博

1 公の施設の名称及び所在地

指定管理者を募集するのは、次の 5 施設です。5 施設を一括管理として募集します。

施 設 名	所 在 地
小諸市総合体育館	小諸市乙 1189 番地 1
小諸市武道館	小諸市乙 1189 番地 1
屋内ゲートボール場すばーく小諸	小諸市甲 2197 番地 2
小諸市アーチェリー場	小諸市乙 1189 番地 1
小諸市和田体育館	小諸市大字和田 556 番地 1

2 管理の基準及び業務の範囲

(1) 施設の運営に関すること

- ・ 施設等の貸付、利用調整、受付、案内
- ・ 用具等貸出業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ・ 建築物保守管理
- ・ 環境衛生
- ・ 設備機器管理
- ・ 廃棄物処理
- ・ 清掃業務
- ・ 保安警備
- ・ 備品管理
- ・ 外構植栽管理

3 指定の予定期間

令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

4 申請の方法

小諸市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付してください。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の当該公の施設の管理に係る事業計画

書及び共通収支予算書（規定の様式に沿って作成のこと）

- (2) 法人にあっては、登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等）ただし、指定申請の日に属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録とします。
- (5) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

※令和 10 年度の共通収支予算書については、第 82 回国民スポーツ大会レスリング競技本大会及びリハーサル大会で小諸市総合体育館を使用するため、準備、片付けを含め下記のとおり休館とする期間があることを考慮して作成してください。

- ・リハーサル大会：令和 10 年 6 月 12 日（月）から 6 月 21 日（水）
- ・本大会：令和 10 年 9 月 27 日（水）から 10 月 17 日（火）

5 受付期間及び提出先

令和 8 年 9 月 2 日（水）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで（簡易書留郵便又は持参）

ただし、持参の場合は土、日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

〒384-8501 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号
小諸市教育委員会スポーツ課

6 指定管理に関する経費

(1) 指定管理料

施設の運営・維持管理に要する費用から、使用料金等による収入を減じた額として提案いただいた金額を、指定管理料として支払います。

ただし、指定管理料の上限額は、下記のとおりとします。

また、この額については、市が指定管理者に支払うこととなる消費税

及び地方消費税相当額、その他公租公課が含まれたものです。

施 設 名		上 限 額
ア	小諸市総合体育館	16,700 千円／年
イ	小諸市武道館	
ウ	屋内ゲートボール場すぱーく小諸	
エ	小諸市アーチェリー場	
オ	小諸市和田体育館	

(2) 使用料金収入

使用料金収入は指定管理者の収入とします。

使用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

使用料の減免は、小諸市体育施設条例、小諸市体育施設条例施行規則、小諸市体育施設使用料減額・免除規定で定めるもののほか、原則これまでの経緯を踏襲するものとします。